

県民みんなで支える新たな森づくりシンボルマーク使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「県民みんなで支える新たな森づくりシンボルマーク（平成20年2月8日山形県告示第111号）（以下「シンボルマーク」という。）の適正な活用を推進するため、シンボルマークを使用する場合の必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマークのデザイン)

第2条 シンボルマークの使用にあたっては、別に定める「県民みんなで支える新たな森づくりシンボルマーク使用の手引き」（以下「使用の手引き」という。）による基本形の使用を原則とする。

(シンボルマークの使用基準)

第3条 シンボルマークは、県民みんなで支える新たな森づくりを推進するものであれば、広く媒体に使用することができる。

ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、使用することはできない。

- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) 特定の個人又は団体による売名に利用しようとする場合。
- (4) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用されるおそれがある場合。
- (5) 自己のシンボルマークや、商標・意匠として使用されるおそれがある場合。
- (6) その他、不正な利用が行われるおそれがある場合。

(シンボルマークの使用料)

第4条 シンボルマークの使用料については、無料とする。

(不当な表示の回避)

第5条 シンボルマークの使用にあたっては、使用の手引きを遵守するとともに、県民等に誤解を与えるような表示、表現をしてはならない。

(シンボルマークの使用の報告)

第6条 シンボルマークを使用した場合は、その使用状況について別に定める様式により山形県に報告を行うものとする。ただし、シンボルマークを商品、商業広告等に使用する場合は、事前に山形県に協議を行うものとする。

(シンボルマークに関わる権利)

第7条 シンボルマークに関する一切の権利は、山形県に帰属する。

(シンボルマークの管理)

第8条 シンボルマークの管理は、山形県環境エネルギー部みどり自然課において行い、この要綱に定めるほか必要な事項は別に定める。

(要綱の改正)

第9条 この要綱は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附 則

この要綱は、平成20年2月8日から施行する。

この要綱は、平成22年10月20日から施行する。

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。